

平成16年2月4日
国総事第89号

各地方建設副産物対策連絡協議会幹事長 あて

国土交通省総合政策局事業総括調整官

建設発生土の有効利用の総点検の実施と各地方毎の行動計画の策定について

標記については「建設発生土等の有効利用に関する行動計画の策定及び推進について」（平成15年10月3日付国土交通事務次官通知）により通知したところであるが、今般その実施にあたっての留意事項を定めたので、下記により実施されたく通知する。

記

1. 目的

現在の建設発生土の搬出入の状況を踏まえた建設発生土の有効利用等を促進するための対策を立案し、建設発生土の工事間利用、有効利用及び現場内利用を促進するため、建設発生土の有効利用の総点検の実施と各地方毎の行動計画の策定を行う。

2. 総点検の対象機関

原則として、各地方建設副産物対策連絡協議会等（以下、「地方協議会等」という）の構成機関のうち、公共工事の発注機関である国、公団・事業団、都道府県、政令市を対象とする。

3. 総点検の対象工事

平成14年度建設副産物実態調査の対象工事のうち、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画を作成する要件に該当する工事を対象とする。

4 . 総点検の実施方法

(1) 対象機関による総点検の実施

対象機関は、対象工事 1 件毎に総点検を実施する。

建設発生土を内陸受入地等に搬出した工事の場合

建設発生土を工事間利用できなかった理由を確認し、その原因を特定する。

建設発生土以外の土砂を搬入した工事の場合

建設発生土を有効利用できなかった理由を確認し、その原因を特定する。

土砂を搬入し、かつ土砂を搬出した工事の場合

建設発生土を現場内利用できなかった理由を確認し、その原因を特定する。

(2) 総点検の実施時期

平成 1 5 年度に実施する。

(3) 総点検のとりまとめ

各地方協議会等の事務局は、対象機関が実施した総点検の結果をとりまとめる。

5 . 各地方毎の行動計画の策定

各地方協議会等は、総点検のとりまとめにより特定した原因を踏まえて、建設発生土の有効利用等を促進するための対応の方向を明らかにし、建設発生土の一層の有効利用のために重点的に取り組むべき対策をとりまとめ、各地方毎に 3 ヶ年の行動計画を策定する。

6 . 対策の効果の評価

各地方協議会等は、各地方毎の行動計画の完了後、速やかに対策の効果进行评估する。